

小林総合運動公園ネーミングライツ・スポンサーに関する提案書募集要領

1. ネーミングライツ・スポンサーの募集目的

小林総合運動公園（以下「運動公園」という。）は、陸上競技場、野球場、多目的広場、展望広場、中央広場、屋内プール、テニスコート、大型遊具、ウォーキングコースが整備され、市民のスポーツや憩いの場として親しまれてきました。

運動公園は、本市が目指す「健幸のまちづくり」の拠点施設に位置付けられており、新たに整備を進める複合体育館の完成により、さらなる市民の健康づくり機能が充実した施設となります。

この複合体育館は、「体育館機能」「健康づくり機能」「子育て支援機能」を有しており、完成後の運動公園は、市民の憩いの場や健康づくりの場として市外からの利用者の増加も見込める施設となります。

また、令和9年（2027年）に本県で開催される第81回国民スポーツ大会、第26回全国障害者スポーツ大会の少女バレーボール競技、トランポリン競技、障がい者（精神）バレーボール競技会場に決定しています。災害発生時の「避難所機能」も備えており、南海トラフ地震においては広域防災拠点としても活用します。

小林市では、運動公園の安定した運営を確立し、利用者にさらなる良好なスポーツや健康づくりの環境を提供するため、この運動公園内の施設のネーミングライツ・スポンサーを募集します。

2. 施設の概要

- （1）名称：小林総合運動公園
- （2）位置：宮崎県小林市南西方字十三塚
- （3）供用面積：約24.1ヘクタール
- （4）施設概要

- ① 総合運動公園市営陸上競技場
- ② 総合運動公園市営野球場
- ③ 総合運動公園市営多目的広場
- ④ 総合運動公園市営展望広場
- ⑤ 総合運動公園市営テニスコート 8面（うちナイター設備4面）
- ⑥ 総合運動公園市営プール
- ⑦ 中央広場（芝生広場、大型遊具）
- ⑧ 冒険の森（アスレチック遊具）
- ⑨ ウォーキングコース
- ⑩ 複合体育館

⑪ 駐車場

3. 提案内容

ネーミングライツ・スポンサーに関する提案に当たっては、次の項目について留意してください。

(1) 希望する愛称

次の①から⑦までについて、それぞれ愛称を提案してください。⑧については、企業広告の掲載も可能な設備の導入計画がありますので、希望があれば動画又は静止画の広告についても提案してください。

① 小林総合運動公園

2. 施設の概要 (4) 施設概要に示す施設が集約された都市公園であり、スポーツのみならず、市民の憩いの場や健康作りの場として広く市民に利用される公園です。

このことから、「〇〇公園」や「〇〇パーク」など、市民のみならず市外からの公園利用者の理解が得られ、施設のイメージに合う愛称を提案してください。

② 総合運動公園市営陸上競技場

第3種公認陸上競技場は、陸上競技のみならず市民スポーツ大会やこばやし駅伝競争大会等の会場として利用するほか、スポーツ以外でも利用可能な施設です。

このことから、「〇〇スタジアム」や「〇〇陸上競技場」など、市民の理解が得られ、施設のイメージに合う愛称を提案してください。

③ 総合運動公園市営野球場

野球場は、観客席、屋根付スタンド及びスコアボードを設置しており、外野には芝生が整備されています。両翼は99メートルで、高校や中学校の練習試合が活発に行われています。年間約23回の大会が実施され、練習試合は約37回実施されており、合宿にも利用される施設です。

このことから、「〇〇スタジアム」や「〇〇野球場」など、市民の理解が得られ、施設のイメージに合う愛称を提案してください。

④ 総合運動公園市営多目的広場

多目的広場は、外周を防球ネットで囲まれた施設で、ソフトボールやサッカーで利用されています。また、大規模イベントの際には臨時駐車場としても利用されています。

このことから、「〇〇プラザ」や「〇〇スクエア」、 「〇〇広場」など、市民の理解が得られ、施設のイメージに合う愛称を提案してください。

⑤ 総合運動公園市営展望広場

展望広場は、小林総合運動公園内の高台に位置しており市内を一望することができます。主にサッカー競技に利用されるほか、市民のウォーキングコースとしても利用されています。

このことから、「〇〇フィールド」や「〇〇広場」など、市民の理解が得られ、施設のイメージに合う愛称を提案してください。

⑥ 総合運動公園市営テニスコート

テニスコートは、全部で8面整備されており、そのうちナイター設備は4面あります。水はけの良いコートであり、年間利用は大会で17回、練習試合で49回開催されています。

このことから、「〇〇アリーナ」や「〇〇庭球場」など、市民の理解が得られ、施設のイメージに合う愛称を提案してください。

⑦ 複合体育館

複合体育館は、観覧席 834 席（うち車椅子対応 6 席）を有するアリーナや様々な行事が実施可能な多目的室、可動間仕切りにより 3 室に分割できる会議室、料理教室も実施可能なクッキングスタジオ、子育て支援センターや屋内遊び場等の子育て支援機能を備えた体育館です。エントランスは、各種行事が行えるスペースを確保しています。

このことから、「〇〇スタジアム」や「〇〇アリーナ」など、市民の理解が得られ、施設のイメージに合う愛称を提案してください。

⑧ デジタルサイネージ及びA I カメラ

デジタルサイネージは、複合体育館に3台設置します。動画又は静止画による企業広告の掲載が可能です。A I カメラは、アリーナに固定式3台、可搬式1台を整備します。このA I カメラはアリーナの試合状況を自動で撮影し配信する機能があり、配信画面に企業広告を掲載できる機能もあります。ただし、掲載する企業広告のコンテンツについてはネーミングライツ・スポンサーによる提供となります。なお、広告掲載に関する事項は希望する場合であり、参加条件の必須事項ではありません。

(2) ネーミングライツ料、契約期間、愛称及びデザインイメージ

① ネーミングライツ・スポンサーに選ばれた場合に支払うネーミングライツ料総額（年額×年数）、スポンサー契約期間及び愛称表示の際に使用するデザインイメージを提案してください。

② 市が希望するネーミングライツ料の金額は次のとおりです。

希望金額：年額 500 万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※なお、希望金額は基準価格として設定し、希望金額を下回る提案であっても受付し、審査基準を設けて評価します。

③ 希望契約期間：最大5年間

なお、支払時期及び支払方法については、協議の上で決定します。また、供用開始時期の状況により、減額の協議を行うことができることとします。

④ 運動公園内の愛称表示予定箇所については、以下のとおりです。

1. 小林総合運動公園（園内外各所8箇所）
2. 総合運動公園市営陸上競技場

3. 総合運動公園市営野球場
4. 総合運動公園市営多目的広場
5. 総合運動公園市営展望広場
6. 総合運動公園市営テニスコート
7. 複合体育館

(3) ネーミングライツに付随する特典や条件等

- ① ネーミングライツに付随する特典や条件等があれば提案してください。無い場合は提案の必要はありませんので、「小林総合運動公園ネーミングライツ・スポンサーに関する提案書」(様式第1号)の「4. ネーミングライツに付随する提案事項や希望する条件等」の欄は空欄としてください。
- ② 提案していただく特典や条件等は、施設の原状変更を必要としない範囲で、施設の目的に即した内容であり、かつ実行可能と考えられるものとし、協議の上で決定します。

《提案例》

- ・ 試作品の提供、マーケティング活動、自動販売機の設置
- ・ 大会、合宿予約の優先
- ・ 市主催行事での物販等

(4) 愛称表示や特典等に伴う経費等

- ① 愛称のデザイン作成や看板設置等に要する経費については、スポンサーの負担とします。
ただし、別添資料の愛称表示箇所については、市が負担します。
- ② 特典の利用等により必要となる経費については、スポンサーの負担とします。
- ③ 契約期間終了後、スポンサーを継続しない場合の愛称表示箇所の復元等は、原則としてスポンサーの負担とします。

(5) 愛称の命名条件

- ① 文字数の目安は、20文字程度とします。
- ② 著作権、商標権等の知的財産権については、応募者の責において手続きを完了することとします。また、これらに関する紛争が生じた場合は、応募者の責において解決するものとし、市は一切責任を負わないものとします。
- ③ 次のいずれかに該当するものは、愛称として使用することはできません。
 - ア. 法令等や公の秩序に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - イ. 政治性や宗教性のあるもの
 - ウ. 社会問題についての主義主張

エ．個人を特定する名称

オ．良好な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれのあるもの

カ．人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの

キ．市政運営に支障を及ぼし、市の信用又は品位を害するおそれのあるもの

ク．上記に掲げるもののほか、愛称として使用することが適当でないと市長が認めるもの

(6) その他

今回、選定されたスポンサーは、契約期間終了後、次のスポンサーを募集する場合に優先交渉権を有することとします。

4. 応募資格

(1) 市内に本店を有する法人とします。

(2) 市のスポーツ振興や健康づくりに積極的に参加していく意欲がある法人とします。

(3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号の規定により、市が実施する一般競争入札への参加を制限されていない者とします。

(4) 市が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る指名競争入札において、資格停止の措置を受けていない者とします。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていることとします。

(6) 法人の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこととします。

(7) 法人並びに法人の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者がいないこととします。

(8) 国税及び地方税等の滞納がない者とします。

(9) 次に掲げる業種又は事業者でないこととします。

ア．風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）で風俗営業と規定されている業種及びこれに類する業種。

イ．消費者金融業及び事業者金融業。

ウ．ギャンブルに関する業種。ただし、当せん金付証票法（昭和 23 年法律第 144 号）に規定する宝くじに係るものは除く。

エ．法律の定めのない医療類似行為を行う業種。

- オ．占い、運勢判断等に関するもの。
- カ．興信所、探偵事務所等。
- キ．債権取立て、示談引受けなどをうたったもの。
- ク．法律等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの。
- ケ．各種法令に違反しているもの
- コ．行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの。
- サ．政治活動又は宗教活動を行う団体その他これらに類する法人等。
- シ．前各号に掲げるもののほか、市の公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれのあると市長が認める業種及び事業者。

5. 応募方法

(1) 応募書類

No.	提出書類	備 考
①	小林総合運動公園ネーミングライツ・スポンサーに関する提案書	様式第1号
②	小林総合運動公園ネーミングライツ・スポンサーに関する提案書に係る誓約書	様式第2号
③	ネーミングライツに付随する特典や条件に関する提案書	任意様式
④	愛称デザインイメージ	任意様式

(2) 応募部数

2部（正本1部、副本1部）

(3) 応募受付期間

令和7年9月12日（金曜日）から令和7年10月7日（火曜日）8：30から16：00まで

※土曜日、日曜日及び祝日は除く。

郵送による提出の場合は締切日必着とします。

(4) 提出先

担当部署：小林市経済建設部建設課

担当部署住所：〒886-8501 宮崎県小林市細野300番地

(5) 問合せ先

担当部署：小林市経済建設部建設課

電話：0984-23-0311（直通）

メール：k_toshiseibi@city.kobayashi.lg.jp

(6) 応募に当たっての留意事項

- ① 応募に要する経費は、全て応募者の負担とします。
- ② 応募期限後の応募書類の再提出及び差し替えは、原則として認めません。

- ③ 必要に応じ、追加資料の提出をお願いすることがあります。
- ④ 応募書類その他提出された書類は、返却しません。
- ⑤ 応募書類その他提出された書類は、小林市情報公開条例（平成 18 年条例第 10 号）の規定に基づき公開することがあります。
- ただし、個人情報及び法人の正当な利益を害する情報は非公開とします。

6. 選定審査基準

次の審査項目や諸事情を総合的に審査の上候補者を選定します。

（１）提案内容に対する審査

審査項目	主な審査基準	配点
1. 命名権料の提案額	・命名権料の提示額	40点
2. 愛称使用期間	・愛称使用期間の提案年数	15点
3. 応募法人の状況	・応募資格規定を満たしているか ・事業所（本社）所在地	25点
4. 愛称及びデザイン	・愛称及びデザインが市民に誤解や混乱を与えるおそれがないか ・愛称及びデザインが市民にわかりやすいか ・愛称及びデザインが市民に親しみやすく呼びやすいか	20点
合 計		100点

7. 選定の日程

ネーミングライツ・スポンサーの選定に当たっては、書類審査を「小林総合運動公園ネーミングライツ・スポンサー選定委員会」において審査し、その結果を受けて市が決定します。

なお、選定委員会においてヒアリングが必要な場合は、ヒアリングを実施します。その場合は、応募者に詳細を通知します。

（１）審査日程

令和 7 年 10 月 9 日（木曜日）に書類審査を実施する予定です。

（２）ネーミングライツ・スポンサーの選定期間

令和 7 年 10 月 21 日（火曜日）を予定しています。

なお、結果は応募者全員に文書にて通知いたします。

（３）愛称の運用開始の時期

令和 8 年 5 月を予定していますが、協議の上で決定します。

8. 協定の締結

決定したネーミングライツ・スポンサーと市との間で「ネーミングライツに係る協定書」を締結します。詳細については協議の上で決定します。

9. その他留意事項

- (1) ネーミングライツ・スポンサーは、その権利を第三者に譲渡することはできません。
- (2) 関係法令等を遵守した上で応募してください。
- (3) 施設の一部は建設中であり、工事の進捗状況によっては供用開始時期に影響する場合がありますが、綿密に連絡調整いたします。